

# 関川村骨髄等移植ドナー支援事業のご案内

関川村では骨髄等（骨髄・末梢血幹細胞）移植を促進するため、公益財団法人日本骨髄バンクを通して、骨髄等を提供した方（ドナー）に対して助成金の交付を始めました。

毎年、10月1日から31日までの1か月間は「骨髄バンク推進月間」です。

一人でも多くの患者の命を救うため、18歳から54歳までの健康な方の登録をお待ちしています。骨髄バンクへの登録方法は次の「ドナー登録について」をご参照ください。

## 骨髄等移植について

骨髄移植や末梢血幹細胞移植は、白血病や再生不良性貧血などの病気によって、正常な造血が行われなくなってしまった患者さんの造血幹細胞を、健康な方の造血幹細胞と入れ替える（実際はドナーから採取された造血幹細胞を点滴静注する）ことにより、造血機能を回復させる治療法です。（日本骨髄バンクホームページより引用）

## ドナー登録について

骨髄等の提供者となるためには、ドナー登録を行う必要があります。県内の7保健所（新発田、新津、三条、長岡、南魚沼、上越、佐渡）でドナー登録の窓口を開設（要事前予約）しているほか、献血ルーム「ばんだいゆとりろ」・「千秋」でも登録を行うことができます。詳しくは、新潟県ホームページをご覧ください。

なお、村内では、例年7月の献血バスによる献血実施日に併せて臨時窓口を開設しますので、村ホームページや広報無線等でご確認ください。

- 日本骨髄バンク「ドナー登録をお考えの方へ」

<https://www.jmdp.or.jp/reg/>



- 新潟県ホームページ「骨髄バンクドナー登録へご協力をお願い」

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kenko/1315429305232>

# 関川村骨髓等移植ドナー支援事業について

## 助成対象者

### ドナー（提供者）

骨髓等の提供時に関川村に住所を有しており、日本骨髓バンクが実施する骨髓バンク事業で骨髓等の提供を完了し、そのことを証明する書類交付を受けた方

### 事業所

ドナーが勤務している（国、地方公共団体、独立行政法人、ドナー特別休暇制度がない事業所等を除く）事業所

## 助成金額

### ドナー（提供者）

助成額は骨髓等の提供のための入通院 1 日につき 2 万円（上限 14 万円）です。  
対象となる入通院は次のとおりです。

1. 骨髓等の採取前の健康診断のための通院日数
2. 自己血採血のための通院日数
3. 骨髓等の採取のための入院日数
4. その他骨髓等の提供に関し骨髓バンクが必要と認める通院又は入院等

### 事業所

ドナーに特別休暇を与えた日数に、1 日につき 1 万円（上限 7 万円）です。

## 助成金の申請

骨髓等の提供完了日から **90 日以内**に、必要書類を添えて期限内に役場健康福祉課に提出してください。

## 必要書類

### ドナー（提供者）

1. 関川村骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付申請書（ドナー用）
2. 公益財団法人日本骨髄バンクが発行した骨髄等の提供が完了したことを証する書類
3. 骨髄等の提供のために通院又は入院をした日を証明する書類

### 事業所

1. 関川村骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付申請書（事業者用）
2. ドナーに係る公益財団法人日本骨髄バンクが発行した通院等の日数及び骨髄等の提供が完了したことを証する書類
3. ドナーとの雇用関係を確認できる書類（雇用証明書、在職証明書等）
4. ドナーが骨髄等提供のためにドナー特別休暇を取得した日数を確認できる書類
5. ドナー休暇制度があることを確認できる書類

### その他

- ・ 申請受付後、審査を行い助成額が決定します。振込まで1か月ほどかかりますのでご了承ください。
- ・ 助成金の交付等については、後日郵送でお知らせします。

#### 【お問い合わせ＆相談窓口】

関川村役場 健康福祉課 健康推進班

TEL64-1472

